



# 自転車安全利用5則

自転車は道路交通法で車両とみなされます。違反すると法律により罰せられることがあります。



## 1

車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先

罰則

- ・3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金等  
(道路交通法第9条、第17条第1項及び第4項、  
第18条第1項)
- ・2万円以下の罰金又は科料  
(道路交通法第17条の2、第63条の4第2項)



## 2

交差点では信号と  
一時停止を  
守って、  
安全確認

罰則



3か月以下の懲役又は5万円  
以下の罰金等  
(道路交通法第7条、第43条、第36条第3項)

## 3

夜間はライトを点灯

罰則

5万円以下の罰金  
(道路交通法第52条  
第1項、第63条の9第2項)



## 4

飲酒運転は禁止

罰則

5年以下の懲役又は  
100万円以下の罰金  
(道路交通法第65条第1項)



## 5

ヘルメットを着用

- ・すべての自転車利用者はヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。
- ・児童又は幼児を自転車に乗車させる時は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。



携帯電話やヘッドホンを使  
用しての運転、傘さし運転等  
も禁止されています。



## ヘルメットを着用しましょう

令和5年4月1日から全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。自転車事故で亡くなった人のうち、半数以上の人人が頭部に致命傷を負っています。自分自身の命を守るため、自転車に乗る場合はヘルメットを着用しましょう。



## 自転車保険に加入していますか？

歩道上で自転車が歩行者を巻き込む交通事故がここ数年問題となっています。自転車による無謀運転、無灯火や整備不良などがその要因であり、なかには多額な損害賠償請求の例もあります。万が一の事故に備え、TSマーク制度へ加入しましょう。



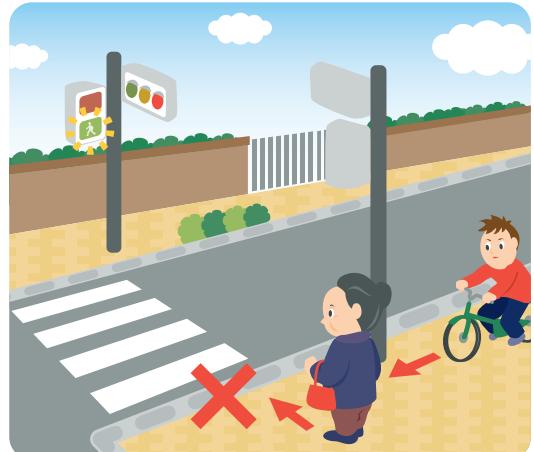
### ① 自転車が信号待ちをしていた歩行者に衝突

#### 事故の概要

加害者A君(17歳)は自転車に乗って、午前11時15分ころ、信号機のある交差点へ向かって歩道を走っていました。被害者のB子さん(主婦、69歳)は、信号待ちのため歩道に立っていました。A君はB子さんを発見しましたが、前方の信号が赤であるにもかかわらず、B子さんはそのまま動かないものと考え、B子さんの前方をすり抜けようとしたところが、B子さんが交差点を渡ろうと歩き出したため、A君と衝突し転倒、負傷(大腿骨骨折)しました。

#### 加害者の責任

被害者は、加害者A君とその両親を相手取り、約2,000万円の賠償金と両親の監督義務責任を求める訴訟を起こしました。裁判所は、両親の監督義務責任は認めませんでしたが、事故の発生についてはA君の過失(前方不注意視等)が圧倒的な原因であることを認め、A君は1,780万円を被害者に支払うことになりました。



### ② 故障したライトの自転車に乗り、傘さし運転で歩行者に衝突

#### 事故の概要

加害者A君(少年)は、1月15日午後7時50分ころ、小雨の降る中、歩車道の区別のない道路の左側を、右手で傘をさして走行していました。前方に3台の駐車車両があつたのでその右側を通過していたところ、車両の前にいた被害者Bさん(女性、73歳)がさしていた傘に自転車の前カゴが接触しました。これにより、Bさんは転倒し、負傷(外傷性脳内出血)しました。A君の自転車のライトは故障していたため無灯火で走行していました。また、Bさんは黒い喪服を着ていました。

#### 加害者の責任

被害者側は、A君を相手取り約1,000万円の賠償金を求める訴訟を起こしました。裁判所は、事故の発生は加害者A君の過失によって生じたと認定し、A君は229万円を被害者に支払うことになりました。



## [ TSマーク制度 ]

TSマーク制度は、自転車の定期的な点検・整備を促進して、自転車事故の防止に寄与するとともに、万が一の事故に備え、被害者救済に資するため、設けられた制度で、TSマークが貼られた自転車は、道路交通法で定められた基準に適合した安全な自転車であるとの印です。TSマークは、自転車安全整備店で、自転車を購入したときや点検・整備した普通自転車に、貼るシール(有料)で、傷害保険と賠償保険が付いています。有効期間は、1年間ですので、毎年1回、点検・整備を受けましょう。